

## 『たすけ』の気まぐれコラム（第十回）

こんにちは『たすけ』です。今回は花粉症を含めた外環境対策のお話です。

前回までにお話したように、一般的に燃焼機器を稼動した室内空気環境よりは、**外環境の空気質の方がはるかに汚染されていない綺麗な空気環境**と言えます。

ところが季節や建築場所によってはそうではない場合が想定されます。

都会・田舎に限らず、考えうるものをあげても、**粉塵、花粉、黄砂、酸性雨、排気ガス、煤煙、火山灰、虫など**枚挙に暇がありません。直接的な健康被害に加えて、臭いなど別害もついてきます。これらの外的要因から身を守るには、開口部の気密性能をあげて室内侵入を防ぐことが重要です。その為には、前回でお話した『**内窓**』の**設置が費用対効果としてはNo1**になります。

しかし、洗濯物を外干しできないなどの困った問題が残ります。部屋干しすれば良いのですが、生乾きや臭いの問題が残る、やはり日光に当てて乾かしたいものです。

そんな時は、**物干し場の設置がお薦め**です。テラス屋根をサッシで囲ったもので、土間タイプと床タイプがあります。床タイプなら、いちいち土間に降りる必要も無く非常に便利です。



テラス囲い

晴れもよう with

専用場所での物干しとなりますので、室内の結露防止にも役立ちます。さらに設置室は二重構造となり、**断熱効果・防音効果が高まるというイイ事づくめ**となります。

ただし、**10㎡(約3坪)以上の設置には『確認申請』の必要**がありますし、**税務署の固定資産税の追加対象**にもなりかねません(微々たるものですが)のでご注意ください。

※地域によっては税務署が航空写真を撮り、前年より屋根が増えた家をチェックして固定資産税を追加徴収することがあります。

物置、テラス囲い、カーポートの新設などが対象になります。

次回は外壁リフォームについてのお話です。

お楽しみに。

